

# 用語「職業訓練」の派生と課題

## — 概念と目的の変容 —

田中 萬年（元職業能力開発総合大学校）

**概要：**1958(昭和 33)年に公布された「職業訓練法」以前は公共機関では「職業補導」が、企業の事業所では「技能者養成」が使用されており、「職業訓練」の用語は同法制定以降に社会に普及したと言える。ただ、「職業訓練」の用語が突然に法令に利用されることはないと思われる。また、戦後当初、GHQ職員は"Vocational Training"を使用していたはずである。そこで、当時わが国で利用されていた用語の状況を整理し、これらと法の「職業訓練」との違いを解明し、「職業訓練」の用語に内包される課題を明示する。

**キーワード：**職業訓練に関する勸告、徒弟制度、労働課便覧、職業訓練行政の体系、重複の解消

### 問題—論点の錯綜

わが国で「職業訓練」が法令に用いられたのは 1958(昭和 33)年の「職業訓練法」である。「教育令」が 1879(明治 12)年に制定されたのに比べ歴史が浅い「職業訓練」は国民の認識が低く、ややもすると一部からは忌み嫌われている。その理由には歴史的問題もあるが、職業訓練の実態が複雑で理解出来ないことがあるかも知れない。また、その用語の概念も「教育」の研究<sup>(1)</sup>に比し「職業訓練」は考察が進んでいないことに一因があると思われる。

このことに関し、かつて山崎昌甫は「『訓練』を教育より低くあるいは狭く考える立場がある」ことを懸念し、特に「訓練」概念に関してはヘルバルトによりながら「教育」より上位概念であることを説いていたとのことである<sup>(2)</sup>。

この山崎の指摘に関連する定義として、『新明解国語辞典』の次のような説明がある。

【教育】一般的な（その方面の）知識や技能の修得や社会人としての人間形成などを目的として行われる訓練。（狭義では学校で行われるものを指す）。（一の義務化／一水準が高い地域／一家）

つまり、『新明解国語辞典』は、“教育は訓練である”としており、“education”の観念にも通じる定義となっている。

また、研究者にも評価の高い『日本国語大辞典』は「職業訓練」を次のように定義している。

労働者または労働者になろうとする者に職業上必要な技能を身につけさせること。公共職業訓練・事業内職業訓練のほか、広義には学校教育までこれに含まれる。職業補導。

しかし、このような職業訓練が学校教育を含むと言う観念はわが国には無く、一般の日本人の理解とは異なるが、この典拠についての出典は同辞典では珍しく記していない。

「職業訓練」の観念が不明確である実情について佐々木輝雄は次のように述べていた<sup>(3)</sup>。

「職業訓練とは何か？」。これはこの一五年間、私を悩まし続けてきた設問である。そこから様々な「問」が浮かび、そして消えて行ったのである。例えば、「職業訓練」

の用語は日本において、何時頃出現したのであろうか。その頃の職業訓練はどのような形式と内容をとっていたのであろうか。又その制度と「近代学校制度」との関連は？、等々である。まるで玩具箱を引っくり返したような「問」の族生であり、しかもその「問」はいずれも漠としたものであった。

このような佐々木の問は、特に公共職業訓練に携わる者の多くが持つ問であり、悩みである（宗像元介）。

また、佐々木享は、「職業訓練法制定以前に『職業訓練』ということばが使われることはなかった。その意味で職業訓練法の制定が学界に与えたインパクトは大きかった<sup>(4)</sup>と述懐している。そして佐々木享は「職業訓練」は「官庁が創りだした用語としてはおそらく類まれな傑作の一つだと筆者は考えている<sup>(5)</sup>と述べている。

この佐々木の主張を僭越ながら繙けば、「官庁」とは、「職業訓練法」を制定した当時の労働省を意味していると思われる。ただ、「創りだした」とは何時の時点を指しているのかは明確ではないが、「職業訓練法」が成立する以前の職業訓練は公共では「職業補導」であり、事業内では「技能者養成」または「徒弟制度」<sup>(6)</sup>が使用されていたので、「職業訓練法」が制定された 1958(昭和 33)年のことだと推測される。

本稿では、先ず佐々木享の「官庁が創りだした」に注目し、佐々木輝雄が問題にしている、どのように「出現した」のかの過程を解明する。つまり、「職業訓練」の用語は「職業訓練法」に突然に明記されたのではなく、それ以前から様々な社会的な状況で使用されていたと推測されるからである。

その中で、佐々木輝雄が問うていた「近代学校制度」との関連を巡る課題<sup>(7)</sup>も問題となる。例えば、「職業訓練法」以前の技能者養成や公共職業補導への進路指導を日本教職員組合は勸奨していた<sup>(8)</sup>が、しかし、「職業訓練法」制定後には職業訓練へのネガティブな評価が強まった。この理由は、「法令語」が後述のように極めて矮小化された概念によって「職業訓練法」を制定したことによるのかも知れない。

技能者養成工の定時制高校への進学が増え、経済界の要望

に応え「学校教育法」を改正して高校と職業訓練等との「技能連携制度」が整備された<sup>(9)</sup>。この連携制度に、日教組は「問題を多くはらんでいる」としながらも、「公式論で技能者養成との連携を否定するのは問題がある」としていた<sup>(10)</sup>。しかし、後には6・3・3の学校制度が民主的として高校全入運動を推進し、(養成)職業訓練や「連携教育」等は「差別体制化」であり、それらは「資本の要望する…姿」であるとして批判した<sup>(11)</sup>。

「高校全入」運動は国民的協調を得て高校進学率は向上した。その間に社会に「職業訓練」忌避感が浸潤したのではなからうか。この問題について、総評は日教組をはじめとした「高校全入」運動が「職業訓練政策の確立を意図しながら、実際には逆に職業訓練の位置づけをまったくしていない結果になってしまっていた」と自己批判した。ただ、その理由を『職業訓練』の概念が十分確立されていないということである<sup>(12)</sup>と概念の問題に転嫁していた。

問題は、実態としての職業訓練には「職業訓練法」制定前後に変化は無いにもかかわらず評価が反転しているのである。このような錯綜を客観的にどのように解釈するか、という課題を繙く観点を本稿は明らかにしたい。それは細谷俊夫が「職業訓練と職業教育とを峻別することが現実に即さないものであることは、いろいろな場面に現われてきている。」<sup>(13)</sup>と述べていた一側面の解明になると考える。

この解明によって、今日使用され、社会的にも普及が進んでいる「職業訓練」の認識も深まるものと考え。つまり、現下の「職業能力開発促進法」でも業務の中核は職業訓練であり、この課題を考察することが戦後の「職業訓練」用語の変容の中に存在すると考えるからである。

## 1. 「職業訓練」の要素語

ところで、「職業訓練」は複合語なので、先ず夫々の要素語の使用と定義を見てみよう。

「職業」の使用は、『日本国語大辞典』によると、最初の典拠としては「太閤記」(1625)が挙げられているが、矢張り一般社会では明治以降のようである。その例に「吾輩は猫である」(1905 - 6)が挙げられている。『言海』では意味を「ツトメ。ナリハヒ。家業。」としていた。

また、「訓練」の使用は、「音訓新聞字引」(1876)に上がっているが、これも古くはない。そして、矢張り一般化した頃として「吾輩は猫である」が上がっている。『言海』では項目として未だ上がってはず、『辞苑』では「①をしえならすこと。②くんいく(訓育)。」としていた。

ちなみに、『広辞苑』では「訓練」は初版にもあったが、第2版では「①教えならすこと。②一定の目標に到達させるための実践的教育活動。訓育・徳育と同義にも用い、また技術的・身体的な場合にも用いる。③動物にも或る学習を行わせるための組織的手続。褒賞または罰を用いるのが普通。」としていた。特に②で「実践的教育活動。訓育・徳育と同義にも用い」るとしていたことは注目される。

この訓練が職業と関連付けられて用いられたのは、肉体労働

と精神訓練を課すために1936(昭和11)年に設立された失業者更生訓練施設であった。戦後は精神訓練はないが、失業者更生訓練施設に似た失業者特別指導訓練が1954(昭和29)年に設定され、訓練を実施した。これらは職業訓練の一環であった<sup>(14)</sup>が、用語としての「職業訓練」は使用していない。

なお、「訓練」を「犬の訓練みたい」との揶揄が職業訓練への批判として利用されるが、これは「訓練する」を他動詞として見たときの批判であり、「訓練する」には自動詞もある側面が看過されている。近年では企業においても"self training"が重視されていることを見なければならぬ<sup>(15)</sup>。

また、日本経営者団体連盟は昭和23年10月28日「第一回日経連失業対策意見」として「生産的職場開発による雇用拡大並びに技能再訓練等による失業緩和方策」<sup>(16)</sup>や、昭和25年5月9日「新労務管理に関する見解」で「従業員の教育訓練について」<sup>(17)</sup>を意見具申しており、産業界では「訓練」を用いた用語が通用していたと言える。

## 2. 「ILO語」の出現と展開

### 2-1. "Vocational Training"の出現

「職業訓練」の使用は戦前にあった。それは、1939年のILO(国際労働機関)の勧告"Recommendation concerning Vocational Training"の訳として『労働時報』に掲載された「職業訓練ニ関スル勧告」である<sup>(18)</sup>。その定義は次であった。

- (イ)「職業訓練」トハ技術的又ハ職業的知識ガ得ラルベキ又ハ増進セラルベキ種ノ訓練ヲ謂フ尤モ訓練ガ学校ニ於テ施サルト作業場ニ於テ施サルトヲ問ハズ  
(ロ)「技術教育及職業教育」トハ職業訓練ノ為学校ニ於テ施サルル理論的及実地的教育一学級ヲ問ハズ一謂フ  
(ハ)「徒弟制度」トハ使用者ガ契約ニ依リ年少者ヲ雇傭シ且予メ定メラレタル期間及徒弟ガ使用者ノ為ニ労働スル義務アル期間職業ノ為組織的ニ右年少者ヲ訓練シ又ハ訓練セシムル制度ヲ謂フ

上の定義が「ILO語」の始まりである。この定義は職業に関する教育訓練を「すべての訓練方法」として学校における活動等も含めて幅広く捉えている。この「職業訓練」がわが国で「職業訓練」の用語としての初出と考えられる。

厚生省が用いた「職業訓練」の元は"Vocational Training"であった。しかし、当時は、「工場事業場技能者養成令」による企業内訓練と「職業紹介法」による公共職業補導が展開されていたが、これらとの関連についての解説はなかった。この時点で、関係者が"Vocational Training"を「職業訓練」と訳したことは、わが国の実態を表す用語とは異なっており、画期的な訳だったと言える。

### 2-2 "vocational training"の創造

それではその"Vocational Training"はどのような用いれたのかを見てみよう。『OXFORD』辞書の"vocational"の項に次のような一文がある<sup>(19)</sup>。

1910 Proc. IST Congr, National Conservation 164 In conclusion.. the remedies... Vocational training in high schools.

つまり、『OXFORD』は"vocational training"は1910年に用いられたとしている。これは、ワシントン大学のEdward O. Sisson 教育学教授が発表した論文、"Waste in Education"の結論部分の「解決策」の4番目に記されている。

ILO勧告の"Vocational Training"の「訓練が学校ニ於テ施サルト……ヲ問ハズ」との定義とオックスフォード辞書の概念にはニュアンスに違いがあるようだが、ILO語の定義が全く根拠が無いことではないことが分かる。

因みに、世界で普及しているWEBSTER<sup>(20)</sup>の1939年版では、"vocational"の項に"vocational education"とともに"vocational training"が項目のみ記されている。しかし、この後の辞書でも必ず"vocational training"があるわけではない。

なお、上の『OXFORD』は、1977年に"The New Statesman"誌による「国際法曹協会(IBA)は、オープン・カレッジという概念、つまり、計算・読み書き能力養成コース、卒業[退学]者向けの職業訓練コース、およびその他の形態のさらなる教育に注目している」とその普及ぶりの紹介を記している。

## 2-3 「ILO語」の展開

ILOは戦後も戦前から連続する唯一の国際機関であり、戦前の定義は戦後も生きている。ただ、勧告等は発展する。

ILOは1949年9月12日、アジア諸国を集めシンガポールにて「ILO職業補導会議」を開き、「技術補導の発展とその一般的組織」等を2週間にわたり議論したと紹介している(『ILO』1949年11月)。しかし、国際的に「職業補導」の用語はなく、日本側の意識であろう。「職業補導」とは、英語表記では"Vocational Training"であろう。

また、ILOは1950(昭和25)年9月に勧告第88号として"Vocational Training (Adults) Recommendation"を制定した。これは『勧告集』では「身体障害者を含む成年者の職業訓練に関する勧告」と紹介されている。同勧告は『職業訓練』という場合には、技術的、職業的又は監督的知識又は技能を習得し又は啓発することができる雇用のためのあらゆる形式の訓練であって、その訓練が企業内で行なわれると企業外で行なわれると問わないものとし、且つ再訓練を含むものとする。」とした。この定義も、根本的には戦前の勧告の観念が変わっているとは言えない。

ただ、『ILO』(昭和25年9月)は「職業補導特輯」号に、上の勧告案について「第33回国際労働総会における成人職業補導勧告案の作成」として、タイトルに「職業補導」を用いていた。また、イギリス、ベルギー、オランダそしてフランスの「職業補導」について紹介している。例えばイギリスの「職業補導」とは2~3年制の見習い工の教育制度のことである。このように、わが国ではこの段階では「職業訓練」の用語は使わず、「職業補導」としていたのである。

このことは、"vocational training"をわが国では「職業補導」と表現していたが、概念としては国際的な「職業訓練」を示していた。

その後も、ILOは1953(昭和28)年に「年少労働者の保護と職業準備に関する条約」を、1956(昭和31)年に「農業における職業訓練に関する勧告」を次々に採択した。

日本のILO復帰は1951年11月の第34回ILO総会で承認された。以後、ILOとの連携はさらに緊密になる。わが国政府・行政では「職業訓練に関する勧告」が注目されたであろう。そしてILOは戦前の勧告を発展させ、その後に発出した関連する勧告を統合して、「職業訓練に関する勧告」を1962(昭和37)年に勧告した。この勧告は冒頭で次のように宣言している。

この勧告は、経済活動のあらゆる分野における雇用(最初のものであると否とを問わない。)又は昇進のための準備又は再訓練を目的とするすべての訓練(この目的のために必要とされる一般的、職業的及び技術的教育を含む。)について適用する。

上のように、より幅広く定義したが、管理者、船員、及び農業の特別な分野の訓練については対象から除外した。

同年、ユネスコも「技術・職業教育に関する勧告」を採択し、「国際労働機関の総会が、その第46回会期において、職業訓練に関する勧告を採択したことに注意し」、「職業的訓練を与えるために学校またはその他の教育機関で提供されるすべての形態の教育に適用される。」とした<sup>(21)</sup>。

以上のようなILOとユネスコの勧告の定義が「職業訓練」に関する国際的な共通認識だった。これは何れも、学校教育は職業訓練のためとしており、ここに世界に於ける"Education"と"Training"の関係が読み取れる。

これらの定義のように、職業訓練の為に学校で行う教育とされていることは、戦前のILOの勧告の「職業訓練」の定義から発展していることが分かる。

ILOや国際機関の"Vocational Training"の概念は幅広いことと、学校教育が含まれることを意味していたと言える。

## 3. 「GHQ語」の使用と理念

### 3-1. "Vocational Training"と"Apprenticeship"

GHQの最大の課題は日本の民主化であった。このことは労働行政にも求められた。GHQが最初に職業訓練に関して勧告したのは、1946年7月29日の「労働諮問委員会最終報告書」である。この「占領下日本の雇用政策に関する勧告」の章で、簡単に「仕事の中で安住できるように、相談カウンスリングや訓練トレーニングや就職プレースメントのサービスをするものでなければならない。」と勧告した<sup>(22)</sup>。ここでの訓練は日本の公共職業補導であることが分かる。

同時に「労働保護法」の章の「児童労働および徒弟制度」の節で「親方＝徒弟関係はしばしば児童労働の搾取へと発展していった。…したがって…徒弟の適切な訓練を保証する計画に着手すること、および徒弟に規定された最短期内に技能を授けることを保証するのに必要な措置をとる」こと等を勧告した<sup>(23)</sup>。

このように、前者ではトレーニングにより公共職業補導について、後者では徒弟制のことを批判したが、企業内訓練では実態的には戦前の「工場事業場技能者養成令」で展開されていたし、後に紹介するように、わが国の技能者養成を"Apprenticeship"としたのでやや的外れな批判と言えた。

「労働諮問委員会最終報告書」では"Vocational Training"は日本の公共職業補導の意味として用いていたと言える。

### 3-2. "Vocational Training"と"Education"

先に記したような"Vocational Training"の概念に関連して、"Education"の訳をどのように理解するのか、と言うことが課題となる。この"Education"と"vocational training"との関係についてはGHQの大学担当官フィリップ・ウェンデル・シェイの「教育の目的」に関する提言<sup>(24)</sup>に注目すべきであろう。

シェイは「教育基本法」の「第1条改定案」のA案として「教育は、人間を特別な天職 (calling) の訓練(exercise)に適合させながら、その天職の枠内で優れた〔申し分のない、よく適合した、あるいは良い〕個人的、社会的生活を達成させ易くする精神、意思、感情について修養を分かち与えることを目的とする。」と提言したのである。

シェイの観念に近い認識として、GHQが労働問題で最初に"Education"を明記したのは1949(昭和24)年4月頃に纏めた"Labor Division Manual"『労働課便覧』がある<sup>(25)</sup>。『労働課便覧』は、GHQが日本統治の為に作成していた労働問題に関するマニュアルである。便覧では、"vocational training"の定義については明確に定めていないが、「成人を訓練するための職業訓練プログラムの開発」の節の「背景」で、「職業訓練プログラムを開始するもう一つの同じく重要な理由は、働く権利、能力に応じた教育を受ける権利、職業を選択する権利など、憲法に定められた民主的概念の一部に命を吹き込むことであった。」としていた<sup>(26)</sup>。このように、職業訓練を憲法が国民の権利として規定する労働、職業選択と"Education"の重要な要素として関連付けて整理していた。

また、同便覧は「より効果的な人員活用の奨励」の節で、「産業内訓練」(TWI)プログラムに関する情報を提供することが計画されている、としていた。

なお、同便覧では上の"Voational Training"の解説とは別項の「労働基準」において"Apprenticeship"については簡単にその規程を整備し、基準を制定すべきとしていた。『労働課便覧』では徒弟制度は職業訓練との理解では無かったと言える。

ちなみに、この段階では「職業安定法」は既に制定されており、公共職業補導の運営も整備が進んでおり、実態としてはGHQの指針は達成されていたと言える。

ところで、1950年6月にGHQの労働課長エーミスはILO第33回総会で「日本における労働情勢に関する報告」を発表したが、同報告では「職業訓練」は公共職業補導制度についてであり、ここでの「公共職業補導所」とは、原文では"public vocational training centers"であった。このように、GHQ側が職業補導を"vocational training"と理解していたのは『労働課便覧』と同じであった。

ここで、GHQ職員が使用する"Vocational Training"を日本政府は「職業訓練」と理解したと推測することは難くない。

### 4. 「官庁語」の形成と変容

まず、本稿では「官庁」とは「職業訓練法」に連なる戦後の行政に限定する<sup>(27)</sup>。

「官庁語」は日本政府内で用いられた職業訓練の用語とする。これが最初に用いられたのは、昭和20年10月31日の勤労局に補導課を置き、職業補導、職業訓練、授産等を掌るとした「厚生省分課規程中改正」であった。しかし、当時の実態として職業訓練は運営されておらず、そのため、翌年11月5日の「厚生省分課規程中改正」では、補導課の「職業訓練」は削除されていた<sup>(28)</sup>。

そして昭和26年8月に職業補導課が『広報』に「公共職業補導所におけるこれからの職業訓練」を発表した。これは、既に述べたようにGHQが職業補導のことを"vocational training"として指導していたことを、時代状況が重工業に切り替わったことと関連して表明したと思われる。

このような時代変化を経済成長に合わせるため、10月には『広報』に「職業補導の根本方針」を発表した。その方針はさらに発展し、昭和28年の7月に職業安定局は同上誌に「職業訓練の現況と展望と課題」を発表し、「職業訓練の概況」として「企業外訓練」と「企業内訓練」に分け、前者を「職業教育(文部省)」と「職業補導(職業安定局)」と分類して解説した。ここに「官庁語」が形成されたと言える。

さらに10月に『広報』は「職業訓練の現況と展望と問題点」とした臨時増刊号を発刊した。「第四章 職業訓練の体系」では上の構想をさらに明確に「学校における職業教育」を含めて図1のように整理した。

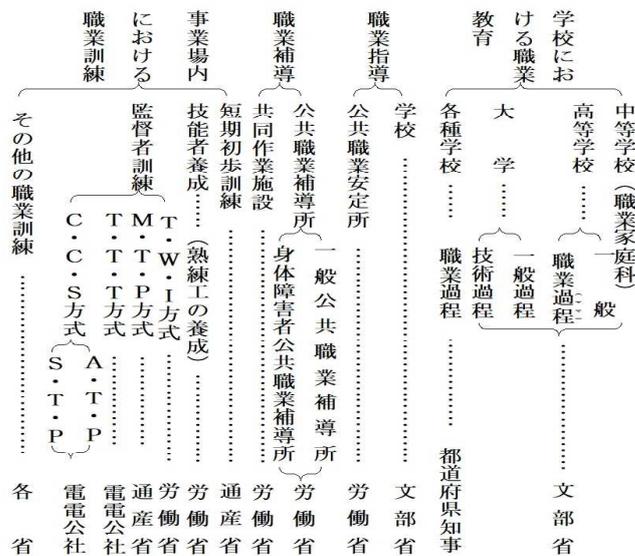


図1 職業訓練行政の体系(職業指導を含む)

図1による職業訓練の学校制度との関連は、ILOの定義のように、学校における様々な学習活動を職業訓練の一部としていることである。GHQ語に無い、学校等を対象に包含していた。ただ、徒弟制度は除外していた。

以上は主として公共職業補導の発展としての職業訓練であるが、このような流れが進み、技能者養成を所管していた労働基準局もこの動向を止めることはできなかった。遅れながらも技能者養成のサイドも官庁語としての「職業訓練」を下記のように用いるようになる。

ところで、制定された「技能者養成規程」を政府は英文で"Apprenticeship Ordinance"と訳していた<sup>(29)</sup>。また、「労働基準法」審議の委員長だった末弘巖太郎は同規程を「新徒弟制度

と呼ばれるべき」と解説した<sup>(30)</sup>。このように、「技能者養成規程」について関係者はアメリカの「徒弟法」と類似していた<sup>(31)</sup>と考えていたのであろう。この段階では、技能者養成は「職業訓練」との認識は無かった。

なお、外務省は昭和28年3月28日の次官会議で「国際労働機関主催アジア地域における公務員の職業訓練講習会に関する説明」を行った。ただ、同“講習会”についてのILOのパンフレットのタイトルは"REPORT ON THE ASIAN WORKING PARTY ON APPRENTICESHIP European Study Tour, 1952"であった。先に、『ILO』誌がヨーロッパの見習い工教育等を「職業補導」と紹介したこととは異なり、ここでは徒弟制を「職業訓練」と紹介して、その後のわが国の「職業訓練」用語の観念を広めて定義したと言える。

また、経済団体は昭和26年以降になると「労働基準法」の改正を要望する一方、1955(昭和30)年9月に関連して「別途単独法を制定して」企業内訓練の「積極的助長を図る」ことを要望した。日本経営者団体連盟は1956(昭和31)年11月に「新時代の要請に対応する技術教育に関する意見」で「単行法の制定」が急務と要請した。

昭和30年5月になると、労働省は同名の「生産性向上と職業訓練」を『時報』と『官報』に相次いで掲載し、職業訓練が政府の産業政策として位置づけられた。

このような動きにより「職業訓練」の言葉が次第に広まると、当初は技能者養成の単独法の制定を目指していた労働基準局関係でも、(昭和31年10月)『時報』誌に「技能者養成の展望」を発表、先の外務省の訳を受けて「職業訓練における技能者養成の立場」として論述した。

「職業訓練」は行政の課題となり、昭和32年1月に労働大臣官房に職業訓練審議室を設置し、「職業訓練法」制定の準備が制度化した。審議室は「職業訓練の現状と問題点」を『時報』誌に発表(同年10月1日)し、ここで技能者養成、職業補導、監督者訓練の「諸制度を打って丸とする総合的な職業訓練制度の必要が痛感される」とした。

そして、8月に閣議決定により「臨時職業訓練制度審議会」が設置された。臨時職業訓練制度審議会は12月に労働大臣宛「職業訓練制度の確立について」答申し、「職業訓練法」制定が必要とした。答申では「職業訓練」の目的として「労働者に対し、その職業に必要な技能とこれに関連する知識を系統的に教習」することとした。

答申に先立ち、技能者養成審議会も「職業訓練制度について」を議論していた。

## 5. 「法令語」の成立と課題

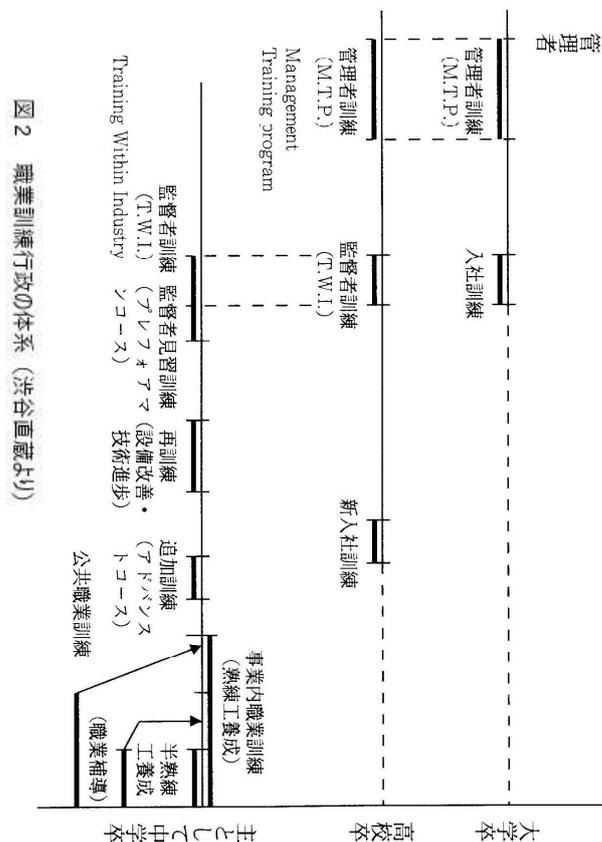
「法令語」とは1958(昭和33)年制定の「職業訓練法」に用いられた「職業訓練」とする<sup>(32)</sup>。

ところで、「職業訓練法」成立の立役者であった渋谷直蔵は「関係各省間との事務の調整はなかなかの難事であって、時には法案の作成すら絶望かと思われるような事態にも際会した。」と述懐しているが、その背景を考察しよう。

その一つは、昭和32年11月に科学技術庁は「職業訓練要

綱案に対する意見」を提出し、理由は記していないが技能検定に反対を表明していた<sup>(33)</sup>。このことは、「職業訓練法」が一つの大きな柱として技能検定を位置づけていたこともあり、「職業訓練法」のあり方に課題を残していた。しかしより大きな理由は、参議院における「職業訓練法」の付帯決議の「学校教育との重複を避けるとともに、密接な関連のもとに行う」べきとする要望であっただろう。この意見は当然ながら法案の準備段階から誰もが気づく論点であり、特に「重複を避ける」課題を超えて「職業訓練法」を立案することは極めて困難な課題であった。

「学校教育との連携と重複の解消」の苦肉の策が、過去を断ち切った法に表れている。それは法の第2条に「『職業訓練』とは、労働者に対して職業に必要な技能を習得させ、又は向上させるために行う訓練をいう。」と規定されたことである。つまり、「職業安定法」にも「技能者養成規程」にも、さらに臨時職業訓練審議会の答申にもあった知識を忌避して、技能に限定した「職業訓練法」を制定したからである。この時に構想した苦渋の職業訓練の体系図が図2であった。



先ず、学歴別に職業訓練の種類を区分することがナンセンスであった。図の問題の背景は、教育訓練の主要な受講者が職業訓練も中学校卒業者となったことにより、対象者が類似した高校との差別化のためであった。その結果、木村力雄が指摘したように「『学理』面を可能なかぎり極力排除してこうとしたため、問題はひどく矮小化されてしまった」。

「職業訓練法」の目的規定のように、経済成長を背景とした重工業重視策としての「職業訓練法」が「知識」を忌避するという時代に反する、極めて狭い概念とした渋谷の“創作”だった、と言えよう。

なお、昭和33年の「職業訓練法」が廃止され、1969(昭和44)年の(新)「職業訓練法」では「この法律は、…技能労働者の職業に必要な能力を開発し、及び向上させるために職業訓練及び、技能検定を行う」となり、現行の「職業能力開発促進法」に引き継がれている。

## 6. 「一般語」の普及と多様化

「一般語」とは、社会で使用されるようになった「職業訓練」である。これは、主として辞書に掲載されることによって認知されたことになる。

一般的な『広辞苑』の初版では「職業」の項に「職業輔導」が、第2版には「職業輔導」があり、第2版にも「職業訓練」は無い。前者は1938(昭和13)年以前の用語であり、後者は「職業訓練法」の制定で使用されなくなった用語である。このことは、「職業訓練法」が制定され職業輔導は職業訓練と名称を変更しても、初期の名称が社会に定着している状況を『広辞苑』も表していたとも言えよう。

『広辞苑』が「職業訓練」を項目に掲げたのは第4版であり<sup>(34)</sup>、「技能労働者の職業に必要な能力の開発・向上を目的とする訓練・再訓練。」と定義している。この定義は新「職業訓練法」の定義に似ている。このように、辞書に掲げられるのは社会で「職業訓練」が一般化してからのようである。一般語としての「職業訓練」の概念は「はじめに」で紹介した『日本国語大辞典』のように辞書により法令よりもより幅広く定義しているものもある<sup>(35)</sup>。

そのような中で、労働行政では「職業訓練法」制定以降、「教育」の使用は行政としてタブーとなっていたが、職業訓練と教育とは良かれ悪しかれ常にその関係が生じる。「職業訓練」の使用が一般化すると、「訓練」と「教育」を合体した「教育訓練」が生れる。そして、両者を区分する「教育・訓練」も生まれる。「職業訓練」の普及は「教育」の観念にも波紋を起こしたと言える。

## 結論－到達点と課題

以上のような経過から明らかなように、「職業訓練」の用語は大まかにILO語→GHQ語→官庁語→法令語→一般語と普及してきたと言える。当然ながら、それぞれの用語の目的と概念は異なり、また、同一の用語でも概念が変化している。さらに、時期的な順序性も単純ではない。

このように、「職業訓練」の用語は時々多様な概念で論じられて来た。これを図示すると図3のようになる。

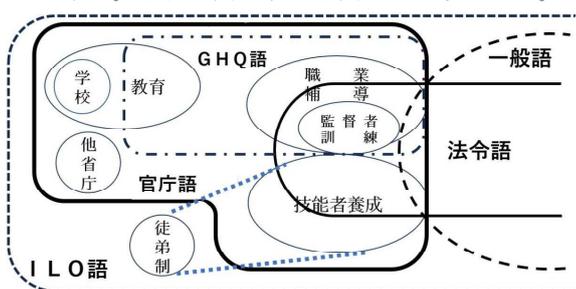


図3 「職業訓練」の普及

先ず、「ILO語」はILOが1938年に"Vocational Training"

として徒弟制と学校を含んだ幅広い概念で定義した。基本的にこの観念は今日まで大きな変化は無い。

次に「GHQ語」は"Vocational Training"として日本側の公共職業輔導を認定した。つまり、初期には徒弟制は別途に記していたように、"Apprentice ship"は"Vocational Training"ではなかった。なお、学校は入れていなかった。

そして、日本側も基本的にGHQの"Vocational Training"を「職業訓練」と理解したと推測される。

「官庁語」は当時の行政の運営において用いられていた用語であるが、当初は公共職業輔導をGHQが"vocational training"としたことからこれを「職業訓練」とした。また、TWI(監督者訓練)は職業輔導の一貫として昭和24年5月20日の「職業安定法」の改正による「輔導員」の設置により始まった。そのため、「官庁語」としての「職業訓練」は、TWIを含んでいた。後にはILOが定義していた他省庁の学校等もこの中に入れて定義した。

企業内技能者養成はGHQは"Apprenticeship"としていたが、政府内で「職業訓練」の用語が普及すると、公共職業輔導とともに同義となった。さらに、日本語の「徒弟制」を除くすべての教育訓練を「職業訓練」とする整理を行った<sup>(36)</sup>。なお、「徒弟制」と「技能者養成」は日本の法令では区別されていたが、実態的にはほぼ同様な制度と理解されていたと言えるので、両者を点線で連絡させた。

そして、「法令語」は職業輔導と技能者養成、及び臨時職業訓練審議会の答申にあった「知識」を除き、極めて狭く定義した。つまり、1958(昭和33)年の「職業訓練法」では、それまでの「職業訓練」の概念の中では最も狭く定義づけたことが分かる。

「職業訓練法」は、渋谷が述べるように技能者不足に対処すること、技術革新に対応する技能水準の向上、中小企業対策としての技能訓練の強化という三つの課題をもって検討・制定された。渋谷によると「職業訓練法」はヨーロッパ諸国の徒弟制を意識していたが、ヨーロッパ諸国とは全く理念が乖離した制度体系になったと言える。

このような「職業訓練法」の制定から遅れて、社会でも「職業訓練」の用語の普及が始まったが、「職業訓練」の概念は多様なものがあると言える。これを「一般語」とした。

佐々木亨が「官庁が創りだした用語」としたのは、上の図では「法令語」を意味していたと思われる。

今日では、「法令語」と「ILO語」、及び「一般語」が併存していると言える。勿論、三者とも成立時とは変化し、特に一般語では多様な見方が存在している。このことは、三好信浩が、「教育」の定義が定まっていない下では論述に先立ちその定義を述べねばならないと指摘している(p.4)ように、「職業訓練」の場合もいかなる概念を用いて論ずるかを明示しなければならないことを意味している。

今後の国際化の時代を考えると、ヘルバルトの理論、あるいはILOの「職業訓練」やユネスコの技術教育の定義のような国際的観念の理解が課題となると言える。そして、人の発達支援に関する営みを細谷が指摘したように現実を実態に

基づいて整理・理解しなければならないことが求められていると言えよう<sup>(37)</sup>。

(注)

- (1) "Education"の成立と「教育」の普及については森重雄を参照。その後の"Education"と「教育」の不同義については田中萬年(2023)「"Education"は『教育』に非ず!」、『語彙・辞書研究会第63回研究発表会資料集』<http://noukai.stars.ne.jp/img/gj63EDnoKyouiku.pdf>を参照。
- (2) 丸山剛史(2021)「図書紹介 田中萬年『奇妙な日本語「教育を受ける権利」』、『職業教育学研究』第51巻2号。
- (3) 佐々木輝雄(1983)「研究者としての『問』の形成」、『雇用促進』、4月号。
- (4) 佐々木享(2006)「近代日本の職業教育・職業訓練の経験に関する研究の概観」、『職業と技術の教育学』第17号。
- (5) 佐々木享(2009)「技術教育、職業教育研究の進歩のために」、『産業教育学研究』第39巻2号。
- (6) 「徒弟」とは生徒の意味であり"apprentice"も同様だが、わが国では当初は僧侶の弟子に使われていた。『言海』及び水上勉『金閣炎上』参照。『言海』の「職人商人ノ弟子ノ称、幼少ヨリ、年季ヲ定メテ、且養ヒ、且教ヘ、且使役スルモノ。」は「丁稚」である。  
ちなみに、公布されたが施行されなかった「旧民法」の草案(1889《明治22》年)に「徒弟契約」があったが、「坊主見たい」と批判され、「習業契約」と変更された。野原香織(2013・2014)「ボワソナードの雇傭契約論」(上・下)、明治大学『法学研究論集』第39・40号。
- (7) 戦後当初の企業内技能者養成と学校制度との連携は、教育刷新委員会第13回建議が技能者養成等に大学に進学する単位制クレジットを出すべきと建議したが、文部省が反対し成立しなかった(佐々木輝雄第2巻参照)。  
公共職業補導と学校制度との連携については「職業安定法」において各種学校を職業補導所として指定することが規定され、学校の規定では各種学校として職業補導所を認定するとしていたが、学校教育法の改正により廃止された。『戦後資料』〈上〉〈中〉参照。
- (8) 田中萬年(1996)「公共職業補導制度と企業内技能者養成制度との統合化の論理と問題—「職業訓練法」成立史論—」、『職業能力開発研究』第14巻を参照。
- (9) 村上有慶(1972)『技能連携制度の研究』、職業訓練大学校調査研究資料第7号を参照。
- (10) 日本教職員組合(1958) 教発 | 634 『専科大学ならびに技能者養成と定時制の連携について 附職業訓練法案(学校教育法一部改正案の問題点)』、p.4。
- (11) 日本教職員組合(1966)『後期中等教育改革—その歴史的現実と課題—』、東銀座印刷出版、p.127-175。  
ところで、「高校全入」論が批判されない下では、それは次に「大学全入」論に転化するが、この観念は“善”とした論が既にあふれ出ていると言える。
- (12) 総評調査部(1970)『日本の政治・経済・労働分析』、

労働経済社、p.224-5。なお、当時の組合等の「要望」については労働調査協議会(1962)『職業技術教育と労働者』、大月書店を参照。

- (13) 細谷俊夫(1967)「職業訓練と職業教育」、大河内一男他『職業訓練』の[講座の葉] p.1。
- (14) 田中萬年(1986)『わが国の職業訓練カリキュラム—課題と方法—』、燭台舎。また、1941年より軍需工場への労働動員者に対する国民勤労訓練所が、1943年より各道府県に地方勤労訓練所が設立された。
- (15) 「教育する」には自動詞は無く、"own education"を「自己教育」と訳すのは不適切であり、企業等で使用されている「自己啓発」の意味が近いと言えよう。
- (16) 日本経営者団体連盟事務局(1949)『(第1回・第2回)日経連失業対策意見』、p.1。
- (17) 日本経営者団体連盟『日経連事業報告—昭和25年上半期—』、p.74。
- (18) 厚生省(昭和14年8月)『労働時報』第16巻第8号。  
ちなみに、当時既にわが国はILOを脱退していた。  
なお、『勸告集』では現代語訳となっている。本稿では"vocational training"は「職業訓練」と同義とする。
- (19) しかし、"vocational education"は記されていない。
- (20) 菅原光穂(1998)「ウェブスター辞典の系譜」、『岐阜大学教養部研究報告』第24号参照。  
ちなみに、アメリカにきた福沢諭吉を案内した中浜万次郎はWEBSTERの購読を勧めている。
- (21) ユネスコ(1962)「技術・職業教育に関する勸告(117号)」、日本ユネスコ国内委員会編『ユネスコの提唱による条約・勸告集』、昭和38年。
- (22) 竹前栄治(1970)『アメリカ対日労働政策の研究』、日本評論社、p.420。
- (23) 同上書、p.459-460。
- (24) 鈴木英一・平原春好編(1998)『資料 教育基本法50年史』、勁草書房、p.471。
- (25) "Labor Division Manual"『戦後財政史資料(英文)雑資料経済科学局労働課便覧』、国立公文書館所蔵。
- (26) 谷口雄治訳「労働課便覧」、『戦後資料』〈上〉、p.27。  
なお、竹前栄治(前掲書22)は本稿で紹介した部分を、職業訓練の目的は「教育の機会均等＝『教育の民主化』原理の労働の分野における発現であり、憲法で保障された職業選択自由の権利実現の場とすることにある」(p.315)と日本的な教育観で意識・紹介している。
- (27) 官庁語の嚆矢と思われるのは、昭和17年8月15日に厚生省が決定した「戦時国民動員態勢ノ整備強化」に記した「職業訓練及職業指導ノ強化徹底」である(昭和36年『労働行政史第一巻』、労働法令協会)。上の業務のために、昭和18年11月1日勅令第815号の「勤労局所管事項」に「職業訓練」を規定したが、しかし、「職業訓練」としての実態を示す資料は明確ではない。
- (28) 『戦後資料』〈上〉、p.137、142。
- (29) 「官報掲載済」の朱印と「22. 10. 31号外2」をメモ

したGHQアプルーベル等への伺いの「要 否」を決める総務課作成「技能者養成規程制定に関する件」(昭和23年《月日空白》)の添付資料。国立公文書館蔵。他にも、同様な教習事項の告示に関する資料もある。

- (30) 末弘巖太郎(昭和23年)『労働法のはなし』、一洋社、p.249。
- (31) 平沼高(2007)「現代アメリカの徒弟制度」、平沼高・佐々木英一・田中萬年編著『熟練工養成の国際比較—先進工業国における現代の徒弟制度』、ミネルヴァ書房。ただ、彼我の差異として、わが国では雇用した新入社員に対する社内での訓練であるが、アメリカでは必ずしも自社内のみでの訓練ではなかった等が挙げられる。
- (32) ただ、昭和29年6月19日の「技能者養成規程の全部改正」(労働省令第14号)において、「職業補導その他の職業訓練」と記していたのが法令に用いた最初である。なお、昭和32年5月20日制定の「労働福祉事業団法」で、県から引き継いだ総合職業補導所を「職業訓練施設」としたのが実態的使用の嚆矢である。また、1956(昭和31)年3月17日に「受刑者職業訓練規則」(法務大臣訓令：矯正甲第268号)が労働省以外の官庁での最初の「職業訓練」の使用だと思われる。
- (33) 科学技術庁「職業訓練要綱案に対する意見」。国立公文書館蔵。なお、技能検定への反対意見は労働組合からも出ていた(山見豊参照)。
- (34) なお、第3版には「職業訓練大学校」は有ったが「職業訓練」は無かった。因みに、岩波書店『近代日本総合年表』は、「職業訓練法」の成立を1969(昭和44)年の新「職業訓練法」のこととしている。
- (35) その他、「学術語」がある。その例として、経済学の隅谷三喜男編著(1970・1971)『職業訓練発展史』《上》・《下》、日本労働協会の「職業訓練」は企業内の熟練工養成である。また、岡本秀昭は「国際比較からみた日本の職業訓練」で「社会学的には、個人が、職業人としての役割を修得するために、社会化(socialization)の制度的過程、と定義づけられる。」としている(大河内他編、p.3)。
- (36) なお、詳しくは田中萬年(2019)「混迷の戦後職業訓練法制—労働権に逢着しない—」、『龍谷法学』第51巻第3号参照。

- (37) この課題の検討には木村力雄の提起する近代学校制度が孕む問題の観点と、三好信浩が整理している「教育観」を参考にすべきと考える。

#### (参考文献)

- ・ILO東京支局『ILO時報』。本稿では『ILO』と記す。
- ・THE OXFORD ENGLISH DICTIONARY( SECOND EDITION),1989. 本稿では『OXFORD』と記す。
- ・WEBSTER'S NEW INTERNATIONAL DICTIONARY OF THE ENGLISH LANGUAGE,1939.本稿では『WEBSTER』と記す。
- ・大河内一男他編(1967)『職業訓練』、有斐閣。
- ・大槻文彦(明治24年)『言海』、牧野善兵衛。
- ・木村力雄(昭和47年度)「近代学校体制の終焉と職業訓練」、『近代学校体制の成立と終焉の論理』、職業訓練大学校調査研究報告書第30号。
- ・佐々木輝雄職業教育論集(1987)第2巻『学校の職業教育』・第3巻『職業訓練の課題』、多摩出版。
- ・佐々木輝雄原案・田中萬年編(2024)『戦後職業訓練関係資料集《昭和20年～昭和33年》』〈上・中・下〉、職業能力開発総合大学校基盤整備センター調査研究資料第140号。本稿では『戦後資料』と記す。
- ・渋谷直蔵(1958)『職業訓練法の解説』、労働法令協会。
- ・田中萬年(2006)『職業訓練原理』、職業訓練教材研究会。
- ・田中萬年(2020)『奇妙な日本語「教育を受ける権利」—誕生・信奉と問題—』、V2新書。
- ・新村出編『広辞苑』初版(1955)・第2版(1969)・第3版(1983)・第4版(1991)、岩波書店。
- ・『日本国語大辞典』、昭和49年、小学館。
- ・三好信浩(2023)『教育観の転換—よき仕事を育てる—』、風間書房。
- ・宗像元介(1996)『職人と現代産業』、技術と人間。
- ・森重雄(1993)『モダンのアンスタンス—教育のアルケオロジー—』、ハーベスト社。
- ・山田忠雄他『新明解国語辞典』第8版(2021)、三省堂。
- ・山見豊(1972)『昭和33年職業訓練法の成立過程』、職業訓練大学校調査研究資料第2号。
- ・労働省『労働時報』。本稿では『時報』と記す。
- ・労働省編(1964)『ILO条約・勧告集』、労務行政研究所。本稿では『勧告集』と記す。
- ・労働省職業安定局『職業安定広報』。『広報』と記す。